

第1部 総則

第1章 計画の方針

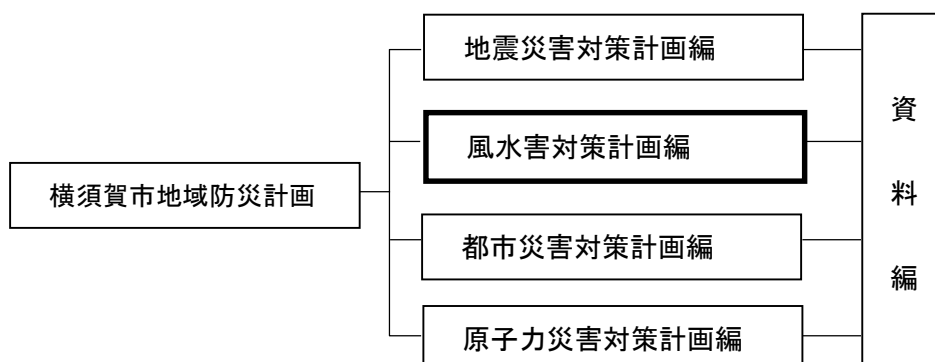
第1節 計画の構成

1 横須賀市地域防災計画の全体構成

横須賀市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横須賀市防災会議が策定する計画であり、災害の種類に応じて「地震災害対策計画」、「風水害対策計画」、「都市災害対策計画」、「原子力災害対策計画」に区分し、4編で構成している。

なお、災害対策基本法第42条の2の規定に基づき、地区居住者等からその地区の特性に応じた地区防災計画の提案があった場合は、別に定める手続きにより必要と認められたものを、横須賀市地域防災計画に定めることとする。

また、各編に必要な資料を「資料編」として編集している。



2 計画の修正

横須賀市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

3 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

横須賀市地域防災計画は、神奈川県地域防災計画、横須賀市国土強靱化地域計画との整合性及び災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画との関連性を有する。

第2節 横須賀市地域防災計画「風水害対策計画編」の方針

1 計画の目的

横須賀市地域防災計画「風水害対策計画編」（以下、本計画）は、本市、指定地方行政機関、警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、「安全で安心して暮らせる社会の実現」を目的とする。

2 計画の構成・内容

本計画は、風水害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、本市が行うべき各種対策を、「予防」「応急対策」「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、各部局の業務に応じた活動細部計画及び関係機関等の防災計画の策定、諸活動の実施等における基本体系となる構成になっている。

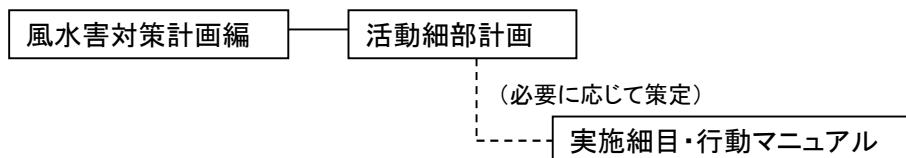
なお、本計画の構成及び主な内容は次のとおりとし、本計画に定めのない事項は「地震災害対策計画編」の計画項目を準用する。

構成	主な内容
第1部 総則	本市における風水害の被害想定、本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱等
第2部 災害予防計画	被害を未然に防止又は最小限に止めるために、本市、防災関係機関、市民、事業者等が行うべき措置など
第3部 災害応急対策計画	風水害への警戒から応急対策の終了に至るまでの間における、災害応急対策にかかわる体制・措置など
第4部 災害復旧・復興計画	市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧及び復興事業など

3 活動細部計画

各部局は、本計画に基づく対策の実施に関し、活動細部計画を策定する。

なお、活動細部計画は随時検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。



4 計画の習熟

各部局及び防災関係機関等は、日頃から災害対策に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して、本計画及びこれに関連する他の細部計画等の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

第2章 本市の概況

第1節 自然的条件

1 気候

本市の気候は、広域的には太平洋側の気候区分に分類され、三方が海に囲まれていることから、比較的平穏良好で温暖な気候である。

年平均気温は16℃前後で、年間降水量は、概ね1,500mmから2,000mmの間でここ10年間は推移している。

2 地形

本市は、地形的に、北帯山地、中帯山地および南帯山地に大別され、標高100～200m程度の起伏の多い丘陵・山地からなり、この丘陵地の東側と南側に比較的上面が平坦な台地が分布し、宅地や農地に利用されている。

低地は、谷部と海岸部に分布し、比較的広い低地は小田和湾岸と平作川流域に広がるにすぎず、東京湾岸などの海岸部には狭い低地と埋立地が点在している。

一方、西側は相模湾に接しており、海蝕地帯が多く、その他は概ね砂浜と岬で構成されている。

3 地質

市域の基盤は、数100万年以前に堆積した葉山層群や三浦層群と、それよりやや新しい本市北部に分布する上総層群からなっている。これらの基盤は泥岩、砂岩等の軟らかい岩石から構成されている。

丘陵や台地の一部にはやや新しい時代の相模層群がこれらの基盤を覆っている地域もある。相模層群は砂礫や砂などからなり、本市東部の小原台地や南部の宮田台地に厚く分布している。また、台地の上部や丘陵の頂部には富士山や箱根火山の噴火による火山灰から成る関東ローム層がところにより覆っている。

山地や台地は浸食されて部分的に谷となり、新しい堆積物によって覆われ、さらに川を流下した土砂が海岸部に堆積している。特に、平作川流域は厚さ50m以上に達し、軟弱層の厚い地域となっている。

また、近年では海岸部や谷部を埋めた人工地盤から成る盛土地や埋立地が目立ち、盛土は泥岩やローム（粘性質の高い土壌）などを材料として盛られ、埋立地は砂などから形成されている。

4 河川

本市域を流れる河川は、県管理河川である二級河川が4河川（総延長：11,130m）、市の管理河川である準用河川が9河川（総延長：14,645m）、普通河川が30河川（総延長：23,510m）となっている。

第2節 下水道施設の概況

1 管渠

市内地区ごとの整備率を見ると、下町、追浜及び上町処理区については、整備率がかなり高くなっているが、相模湾側の西処理区は整備率が低く、今後もさらに整備を進める必要がある。

2 ポンプ場

下水道は自然流下による排水を原則としているが、地形上これが困難な地区についてはポンプ場を19箇所設置している。

このうち、雨水排水を行うポンプ場は11箇所である。

3 浄化センター

浄化センターは3箇所が設置されている。



第3章 風水害による被害の想定

風水害における被害の想定は、過去の風水害を基礎資料として被害の様相を想定するもので、風水害による被害の予防やその被害に応じた災害応急対策、復旧対策及び復興計画の検討をより効果的に進めることを目的とする。

第1節 想定気象状況

風水害の被害を想定する上での基準としては、過去に本土に上陸した最大級の台風と、本市に最大の風水害被害をもたらした集中豪雨とする。

1 台風

想定する風水害のうち、台風としては、過去に本土に上陸した最大級の台風を基礎とするものとし、昭和34年の伊勢湾台風と同規模の台風が、昭和24年のキティ台風よりやや東のコースを進むとした場合を想定する。

台風の諸元	中心気圧	929.5 hPa
	速度	55 km/h
	暴風域	半径 300 km
	風向	北北東（通過前）・南南東（通過後）
	最大風速	37 m/s（最大瞬間風速 60 m/s）
	総雨量	400 mm
	潮位	東京湾：3.07 m、相模湾：2.87 m

2 集中豪雨

想定する風水害のうち、台風によらない集中豪雨としては、概ね10年に1回の確率で降る大雨（1時間雨量60mm）が2時間以上連続し、かつ、昭和49年の七夕水害時の24時間雨量250mmを超える場合を想定する。

3 大雪

本市は温暖な気候のため、降雪は一年に数回程度であるとともに、積雪もほとんど発生しない。

しかし、気候条件によっては数十年に1回という大雪に見舞われる場合もあり、本計画においては、平成26年2月の大雪を想定する。

第2節 被害の想定

1 被害想定

風水害は、気象、地形・地質、都市構造等の複数の要因が重なり合って発生することが多く、更にはその発生も突発的なものもあるため、定量的に被害予測をすることは困難である。

このことから、第1節に想定する気象状況下等での過去の被害状況を基礎資料とするとともに、これに起因して発生する可能性がある浸水、洪水、高潮、土砂災害、積雪等を想定することとする。

2 風水害の履歴

本市における戦後の主な災害の中で、災害救助法が適用された風水害は次のとおり。

年月日	種別	被害状況
S24. 8. 31～9. 1	台風 (キティ台風)	全壊 23 世帯、半壊 1 世帯、重傷 1 名
S33. 9. 26～27	台風 (台風 22 号)	全壊 53 世帯、半壊 70 世帯、床上浸水 885 世帯、 床下浸水 3,758 世帯、死亡 4 名、重傷 11 名
S36. 6. 28	集中豪雨	全壊 98 世帯、半壊 70 世帯、床上浸水 876 世帯、 床下浸水 3,358 世帯、死亡 16 名、重傷 11 名
S49. 7. 8	集中豪雨	全壊 113 世帯、半壊 64 世帯、床上浸水 3,402 世帯、床下浸水 3,384 世帯、死亡 13 名、重傷 10 名

第4章 降灰による被害の想定

第1節 想定する火山噴火

1 噴火による影響範囲

気象庁では、富士山の噴火警戒レベルを「1（活火山であることに留意）」としており（令和3年7月現在）、気象庁等において、監視・観測が行われているほか、関係市町から成る富士山火山防災対策協議会が設置され、富士山噴火時の円滑な住民対策などの検討が進められている。

また、富士山火山広域防災検討会において、神奈川県内は最大噴火の場合でも流下物による危険はないが、降下物の影響が及ぶ可能性がある第5次ゾーンの範囲に該当する。

ゾーン	範囲の考え方			
第1次ゾーン	天候・風向等にかかわらず、瞬時に降下物・流下物による危険の及ぶ可能性がある。			
第2次ゾーン	天候・風向等にかかわらず、短時間（3時間以内）で降下物・流下物による危険の及ぶ可能性がある。			
第3次ゾーン	天候・風向等にかかわらず、やや時間をおいて（3時間以上）流下物による危険の及ぶ可能性がある。			
第4次ゾーン	現状で想定される最大規模の噴火であれば、最終的に流下物による危険の及ぶ可能性がある。			
第5次ゾーン	現状で想定される最大規模の噴火でも、流下物による危険のおそれはないが、降下物による影響の及ぶ可能性がある。			
	<table border="1"><tr><td>降下物危険ゾーン</td><td>大量の火山灰等堆積により、堅固でない建物が崩壊する可能性がある。（大量の火山灰（降灰堆積厚約30cm以上）・火山れき等が降下している（またはそのおそれがある）範囲）</td></tr><tr><td>降下物注意ゾーン</td><td>飛来する火山れき等により、屋外にいる人に危険が及ぶ可能性がある。（火山灰とともに直径数cmの火山れき等が降下している（またはそのおそれがある）範囲）</td></tr></table>	降下物危険ゾーン	大量の火山灰等堆積により、堅固でない建物が崩壊する可能性がある。（大量の火山灰（降灰堆積厚約30cm以上）・火山れき等が降下している（またはそのおそれがある）範囲）	降下物注意ゾーン
降下物危険ゾーン	大量の火山灰等堆積により、堅固でない建物が崩壊する可能性がある。（大量の火山灰（降灰堆積厚約30cm以上）・火山れき等が降下している（またはそのおそれがある）範囲）			
降下物注意ゾーン	飛来する火山れき等により、屋外にいる人に危険が及ぶ可能性がある。（火山灰とともに直径数cmの火山れき等が降下している（またはそのおそれがある）範囲）			

2 被害想定

神奈川県内は、富士山噴火時における避難対策の第5次ゾーンに位置付けられており、風向きによっては2cm以上の降灰が予想されている。

第5章 市民、自主防災組織、事業者の役割

風水害の被害を最小限に抑えるためには、市民、自主防災組織、事業者それぞれの防災力を高め、連携することが重要である。それぞれが災害に対して適切な行動をとるための、日頃からの心構えや役割等は次のとおりである。

第1節 市民の役割

風水害は、市民の一人ひとりが正しい知識を持ち、普段からの備えと災害時の冷静な行動により被害を最小限に抑えることが可能である。

特に、台風接近や大雨が予測される場合には、事前から気象情報を入手し、自宅や自宅の周囲の状況に応じた身を守る行動をとることが大切である。

また、風雨が強い状況下での屋外を移動する避難行動（特に、夜間における行動）は、かえって危険が伴う場合があることを鑑み、土砂災害や浸水のおそれがある場合には、がけから離れた2階以上の階へ移るなど、自宅内での安全確保をすることや、台風の接近上陸によって自宅が暴風雨による被害を受けるおそれがある場合には、天候悪化前に自主的に避難を行うなど、状況に応じた行動が求められる。

更には、実際に避難が必要な局面では、地域での協力が不可欠であることから、日頃から地域で行われる防災訓練に参加するなど、風水害に対する防災力・対応力を高める必要があるとともに、共助（地域の助け合い）を大切にし、高齢者、障害者等の要配慮者を地域ぐるみで災害から守るように努めることも必要である。

第2節 自主防災組織の役割

地域の防災力を向上するには、地域住民同士の組織的な行動が何よりも効果的であるため、災害時での助け合いを目的とする、地域の実情に即した自主防災組織を積極的に結成し、「自分たちのまちは、自分たちで守る。」との認識のもと地域住民が連帯感を持って主体的に参画できる防災協働体制の確立を図る必要がある。

ついては、自主防災指導員が中心に自主防災訓練の実施や定期的に防災用資機材の点検を行うなど、自主防災組織の活動を充実させることが必要である。

さらに、災害による犠牲者をより少なくするためにも、高齢者や障害者等の要配慮者を地域ぐるみで守るように努めることも必要である。

第3節 事業者の役割

風水害については、事業者が被る経済的損害や事業継続の困難性は、震災に比べて低いと思われるが、災害規模によっては、震災時と同様に、従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割が求められる。

そのため、震災対策を基本に日頃から防災体制の整備や防災訓練の実施に努めつつ、風水害を想定した災害対策の見直しをすることが求められる。

第6章 本市及び防災関係機関等の業務大綱

第1節 本市が行うべき業務の大綱

横 須 賀 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 横須賀市防災会議の事務 2 防災組織体制の整備 3 防災に関する調査研究、教育及び訓練 4 災害教訓の伝承に関する啓発 5 防災に必要な物資及び資機材の備蓄並びに整備 6 消防活動、その他の応急措置 7 情報の収集・伝達及び広報 8 避難対策 9 被災者に対する救助及び救護の実施 10 保健衛生対策 11 文教対策 12 被害調査 13 復旧対策 14 その他の災害応急対策 15 その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置
---------	--

第2節 防災関係機関等の業務の大綱

1 指定地方行政機関

関東財務局 横浜財務事務所 (横須賀出張所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 2 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会 3 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付 4 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
神奈川労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場等事業場における労働災害の防止の指導・援助 2 建設現場の総括安全衛生管理の徹底 3 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助 4 被災者の雇用対策
関東農政局 神奈川県拠点	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること 2 応急用食料等の支援に関すること 3 食品の需給・価格動向等に関すること
関東運輸局 神奈川運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整

<p>関東地方整備局 京浜港湾事務所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾施設及び海岸保全施設等の整備 2 港湾施設、海岸保全施設等に係わる応急対策及び復旧対策の指導、協力 3 港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
<p>関東地方整備局 横浜国道事務所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災上必要な教育及び訓練 2 水防に関する施設及び設備の整備 3 災害危険区域の選定 4 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達 5 災害に関する情報の収集及び広報 6 水防活動の助言 7 災害時における交通確保 8 災害時における応急工事及び緊急対策事業の実施 9 災害復旧工事の施工 10 再度災害防止工事の施工
<p>第三管区 海上保安本部 横須賀海上保安部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模災害対策訓練の実施 2 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 3 港湾の状況等の調査研究 4 船艇、航空機等による警報等の伝達 5 船艇、航空機等を活用した情報収集 6 活動体制の確立 7 船艇、航空機等による海難救助等 8 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救助物資等の緊急輸送 9 被災者に対する物資の無償貸与及び譲与 10 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 11 排出油等の防除等 12 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 13 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 14 海上における治安の維持 15 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 16 海洋環境への汚染の未然防止及び拡大防止のための適切な措置 17 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保

東京管区気象台 横浜地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事
国土地理院 関東地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言

2 指定公共機関

東日本電信電話(株) 神奈川事業部 (株)NTTドコモ 神奈川支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び点検 2 電気通信の特別取扱 3 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
日本銀行横浜支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日本赤十字社 神奈川県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務

日本放送協会 横浜放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報、警報等の放送周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害状況及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保安
東日本高速道路(株) 関東支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の耐震整備 2 道路の保全 3 道路の災害復旧 4 災害時における緊急交通路の確保
KDDI(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び保全 2 災害時における電気通信の疎通
東日本旅客鉄道(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道、軌道施設の整備、保全 2 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 3 災害時の応急輸送対策 4 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
東京ガス(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス供給施設の災害予防措置 2 災害発生時の応急対策
日本通運(株) 横浜支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東京電力パワー グリッド(株) 藤沢支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力供給施設の整備及び点検 2 災害時における電力供給の確保 3 被災施設の調査及び復旧
日本郵便(株) (横須賀郵便局) (田浦郵便局) (久里浜郵便局) (株)ゆうちょ銀行 横須賀支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便物の送達の確保 2 救援物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 3 被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 4 被災者の救護を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 5 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 6 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資

3 指定地方公共機関

京浜急行電鉄(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道、軌道施設の整備、保全 2 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 3 災害時の応急輸送対策 4 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
京浜急行バス(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策
(一社)横須賀市 医師会 (一社)横須賀市 歯科医師会 (一社)横須賀市 薬剤師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 傷病者に対する診察、治療、調剤、応急処置、保健・服薬指導 2 病院又は診療所への転送の手配 3 死亡の確認及び死体の検案 4 医薬品等の優先供給 5 医薬品等の集積場所における医薬品等の仕分け及び管理 6 その他必要と判断した処置等
(株)アール・エフ・ ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 横浜エフエム 放送(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報、警報等の放送周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害状況及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保安
(株)神奈川新聞社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況及び災害対策に関する報道
神奈川県 住宅供給公社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における住宅の緊急貸付
(一社)神奈川県 トラック協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
(公社)神奈川県 LPガス協会 横須賀・三浦支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急燃料の確保に関する協力 2 復旧用資機材の確保及び復旧対策

4 神奈川県

神奈川県	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災組織の整備 2 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 3 防災知識の普及及び教育 4 災害教訓の伝承に関する啓発 5 防災訓練の実施 6 防災施設の整備 7 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 8 地震に関する情報の収集、伝達及び広報 9 緊急輸送の確保 10 交通規制、その他の社会秩序の維持 11 保健衛生 12 文教対策 13 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援 14 災害救助法に基づく被災者の救助及び資源配分の連絡調整 15 被災施設の復旧 16 その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
------	---

5 神奈川県警察

神奈川県警察 (横須賀警察署) (田浦警察署) (横須賀南警察署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒体制の確立 2 災害に関する情報の収集及び伝達 3 避難誘導、被災者の救出、その他人命の保護活動 4 行方不明者の調査、死体の検視・調査等 5 交通規制及び緊急交通路の確保 6 犯罪の予防・取り締まり、その他治安維持活動
--	---

6 自衛隊

自衛隊 (陸上自衛隊東部 方面混成団・通信学校) (海上自衛隊横須賀地方総監部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 横須賀市地域防災計画にあわせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
---	---

7 消防団

消防団	<ol style="list-style-type: none">1 消火活動及び救助活動の実施2 地域住民の避難誘導の実施3 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握
-----	--

8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

病院等医療施設の管理者	<ol style="list-style-type: none">1 避難施設の整備及び避難訓練の実施2 災害時における入院患者等の保護及び誘導3 災害時における病人等の受入れ及び保護4 災害時における被災負傷者の治療及び助産
社会福祉施設の管理者	<ol style="list-style-type: none">1 避難施設の整備及び避難訓練の実施2 災害時における入所者の保護及び誘導
学校法人	<ol style="list-style-type: none">1 避難施設の整備及び避難訓練の実施2 災害時における応急教育対策計画の確立及び実施
農業協同組合	<ol style="list-style-type: none">1 本市が行う被害状況調査及び応急対策への協力2 農作物災害応急対策の指導3 農業生産資材及び農家生活資材の確保及びあっ旋4 被災農家に対する融資のあっ旋
漁業協同組合	<ol style="list-style-type: none">1 本市が行う被害状況調査及び応急対策への協力2 被災組合員に対する融資又は融資のあっ旋3 漁船、協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
産業経済団体 (横須賀商工会議所)	<ol style="list-style-type: none">1 本市が行う商工業関係被害の調査及び応急対策への協力2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
金融機関	<ol style="list-style-type: none">1 被災事業者等に対する資金融資
危険物施設及び 高圧ガス施設の 管理者	<ol style="list-style-type: none">1 安全管理の徹底2 防護施設の整備

